

用語解説

ア行

【アイ・アイ キンジョパトロール】

「歩くボランティア」(常日頃より健康づくりのウォーキングや犬の散歩などを行っている市民の方が登録しているボランティア)が、住んでいる地域を防犯意識を持って見守る、歩くボランティア活動のことです。

【ICT】

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称です。情報通信技術のことです。

【アセスメント】

ケアプランを作成する際に行われる、一連のケアマネジメントプロセスの1つで、利用者について、その有する能力や各種環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、その利用者が自立した日常生活を営むための支援を行う上で、解決すべき課題を把握することです。

【新しい認知症観】

「認知症になったら、何もわからなくなる」という認知症に対する否定的な考え方(古い認知症観)に対し、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という考え方のことをいいます。

【一般介護予防事業】

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に広がっていけるよう地域づくりを推進するものです。また、リハビリテーション専門職による専門的視点から高齢者の持つ能力を評価し改善点の助言などを行うことで、介護予防の取組みを推進するものです。

【eスポーツ】

エレクトロニック・スポーツの略称です。コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

【ACP:Advance Care Planning】

ご本人を主体に将来の変化に備え、将来の医療や介護などについて、ご家族や、医療・介護関係者などによるチームで繰り返し話し合いを行い、ご本人の意思決定を支援する取り組みで、「人生会議」とも呼ばれるものです。

【SOSネットワークシステム】

認知症の方等が行方不明になったときに、警察署、タクシー会社、放送局等が連携して発見、保護するシステムです。

【オーラルフレイル】

口腔機能が衰えた状態のことです。口腔機能が衰えると噛む力や飲み込む力が弱くなることで栄養バランスや食べる量が減り低栄養の危険性が高まります。また、むし歯や歯周病などにより口腔状態の悪化で人との付き合いを避けたり、心筋梗塞や脳梗塞などの命の危険にもつながってしまう危険性も高くなったりします。

力行

【介護医療院】

長期にわたり療養が必要な要介護高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護及び機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う施設です。

【介護サービス情報公表システム】

要介護・要支援者が適切かつ円滑に介護保険サービスを利用する機会を確保するために、事業者等からの報告と都道府県及び政令指定都市の調査に基づき、介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者または施設の運営状況に関する情報を公表するシステムです。ホームページ(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)で情報を検索することができます。

【介護支援専門員(ケアマネジャー)】

要介護・要支援者からの相談を受けて、要介護・要支援者の希望や心身の状況等にあつた適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う職種です。介護福祉士、社会福祉士、保健師など一定の実務経験があり、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修の課程を修了し、都道府県から介護支援専門員証の交付を受けた人です。

【介護サービス相談員】

介護サービスの現場を訪問し、利用者や家族からの介護保険に関する相談に応じ、必要に応じて利用者の不満、希望等を事業者へ伝えるなどの役割を担います。本市では、介護保険施設等に派遣しています。

【介護保険地域密着型サービス外部評価】

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の各事業所が提供するサービスについて、第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織マネジメント等を評価するものです。

【介護用品支給事業】

要介護4または5の認定を受けている市民税非課税世帯の方のご自宅に介護用品(使い捨ておむつ等)をお届けする事業です。

【介護予防ケアマネジメント】

支援が必要な高齢者について、地域包括支援センターが課題分析(アセスメント)を行ったうえで介護予防ケアプランを作成し、これに基づいて、総合事業におけるサービスやインフォーマルサービスなどが提供されます。そして、サービス提供の一定期間後に、利用者の生活状況やサービス提供の実施状況を把握(モニタリング)し、サービスなどの効果を評価するまでの一連の流れを指します。

【介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)】

介護保険制度の改正により、本市では平成29年4月より開始しています。本市の総合事業では、いつまでも健康で生きがいをもって暮らせるよう、その人らしい自立した生活を送るためには何が大切かを共に考え、元気になるための支援を行います。

【介護老人保健施設】

心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要な要介護高齢者のための施設で、看護、医学的管理の下に介護及び機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行います。

【看護小規模多機能型居宅介護】

医療依存度の高い要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供するサービスのことです。

【希望をかなえるヘルプカード】

認知症の本人用に創り出された道具で、周りの人に自分が望むことやお願いしたいことを書いておき、必要な時にだけ見せて使うカードです。

【キャリアパス】

昇任や昇給に必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のことをいいます。介護職員等が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるように、職員の能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが必要です。

【共生社会】

令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、「認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」と定義されています。

【居宅介護支援事業者】

ケアプラン作成や介護サービス事業者等との連絡調整などの居宅介護支援を行う事業者です。介護支援専門員(ケアマネジャー)が必ず配置されることになっており、サービス利用に関する相談や苦情対応なども行います。

【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の12種類のサービス(介護保険法第8条第1項)をいいます。

【緊急ショートステイ】

介護をしている方の急病や事故といった事由により、緊急で使えるショートステイのことです。本市では緊急にショートステイの利用が必要な場合に備え、専用ベッドを確保しています。

【緊急通報システム】

65歳以上の日常生活上注意を要するひとり暮らしの方(重度の要介護者と同居しており緊急時に対応できる方がいないなど、実質ひとり暮らしの方も含む)にボタンひとつで本市が委託する警備会社につながる緊急通報用の機器を貸与するものです。

【ケアプラン】

要支援または要介護の認定を受けた方が、本人や家族の状況や希望に添った介護サービスを利用できるよう、利用する介護サービスの種類や内容を定めた計画をいいます。

【ケアマネジメント】

介護サービス等を利用する方の心身や生活の状況を把握した上で、利用者本人の望む生活が送れるよう、さまざまな介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、介護サービス事業者との連絡調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連のプロセスをいいます。

【敬老乗車証】

市内在住の満 70 歳以上の方に交付している、市営バス・宮城交通バス・地下鉄を利用できる IC カードのことです。

【権利擁護】

認知症などのため判断能力が不十分であったり、自分の意志や権利を主張することが困難な人たちの権利主張や自己決定を支援したり、援助者が代弁し権利を擁護する活動です。

【口腔機能の維持・向上】

口腔機能や嚥下機能の低下に伴う誤嚥性肺炎や低栄養状態を予防し、「一生おいしく、楽しく、安全な食生活」を営むことができるよう、「口腔清掃」や「摂食・嚥下機能向上」、「口腔ケアの必要性の学習」等に取り組むことをいいます。

【高齢者生きがい健康祭(シニアいきいきまつり)】

高齢者がスポーツや文化活動を通じて心身の健康を保ちながら自立した生活を送り、積極的な社会参加を促進することを目的として、仙台市が開催している祭典です。
毎年 9 月から 11 月にかけて開催しています。

【高齢者向け優良賃貸住宅】

バリアフリーや緊急通報・安否確認システムなど、高齢者が安心して暮らせる居住環境を整えた民間の賃貸住宅で、本市が認定したものです。認定期間中(管理を始めた日から20年間)は、所得に応じて、家賃が減額される場合があります。

【コミュニティソーシャルワーカー】

仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置されている職員のことです。住民同士の見守りや支え合い活動を推進し、住民が主体となって地域の福祉課題を解決するための仕組みづくりなどを支援しています。

サ行

【サービス付き高齢者向け住宅】

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の民間賃貸住宅または有料老人ホームです。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー化といったハード面での条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整えられています。

【災害時要援護者情報登録】

災害が発生したときに、地域での住民相互の助け合いが円滑に進むよう、在宅の障害のある方や要介護認定を受けている方などの情報を事前に登録するものです。登録情報については地域団体等に提供し、地域における避難支援体制づくりに生かしています。

【財政安定化基金】

保険者である市町村の介護保険財政が不足した際に、保険財政の安定化に必要な費用を交付・貸与するための基金です。都道府県が設置し、国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出しています。

【事業対象者】

65歳以上で、豊齢力チェックリストの判定基準に該当し、介護予防・生活支援サービスの利用対象となる方です。

【市政出前講座】

本市の職員が講師として地域に出向き、本市の政策や事業を説明し、市政への理解を深めていただくことを目的とする講座です。

【指定市町村事務受託法人】

保険者(市町村)から委託を受け、保険者が行う認定調査等の事務を実施する法人として、都道府県知事が指定した法人のことです。

【シニア健康エクササイズ】

仙台市スポーツ振興課が所管する運動施設で開催しているスポーツ教室のことで
す。

【自分でできる認知症の気づきチェックリスト】

地域に暮らす高齢者が自分自身で認知機能低下や生活機能低下に気づき、適切な相談機関やサービス提供機関を利用できるようにするためのチェックリストのことです。
東京都健康長寿医療センターが監修した 10 項目からなるものです。

【市民活動補償制度】

市民の方が安心かつ自立して地域社会づくりに参加できるよう、市が実施・運営するもので、市民活動(ボランティア活動など)中に事故にあわれた場合、補償金が給付されます。

【若年性認知症】

65 歳未満で発症する認知症のことです。

【市民後見人】

親族でも専門職でもない一般市民で、養成研修により成年後見制度等に関する知識と技術を身に付け、関係機関の支援を受けながら活動する後見人です。本人と同じ市民の目線で細やかで密度の濃い後見活動と社会の各分野で積んだ様々な経験を生かした後見活動が期待されています。

【住宅改造費助成】

本市在住の 65 歳以上の方のみからなる所得税非課税世帯に属する要介護または要支援者を対象に、日常生活を営むのに支障があり、居宅の改造が必要な場合に、居室、浴室、廊下等の利便を図るための住宅改造の工事費を助成するものです。

【縦覧点検】

宮城県国民健康保険団体連合会の給付適正化システムの縦覧点検帳票により、事業者からの請求内容の確認を行うことをいいます。

【小規模多機能型居宅介護】

要介護・要支援者が住み慣れた地域で暮らしを続けられるように、「通い」を中心として、心身の状況や生活環境に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせながら、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスのことで

【小地域福祉ネットワーク活動】

地区社会福祉協議会が民生委員児童委員、ボランティア団体等の地区内の各種団体等と連携して行う、ひとり暮らし高齢者などの援助を必要とする方々に対する見守り・声かけ運動、家事や外出する際の支援活動、交流活動などをいいます。

【食の自立支援サービス】

65歳以上のひとり暮らし等の要介護者・要支援者、または要介護・要支援状態となる可能性の高い方で、低栄養状態の改善が必要な方に、栄養バランスの取れた食事を届け、安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した生活を支える事業のことで

【シルバー人材センター】

家庭、民間事業所、官公庁などから依頼のあった日常生活に密着した仕事(臨時的・短期的な仕事)を、会員(60歳以上の方)に提供しています。

【シルバースポーツ推進員】

市内各地域において、生きがいづくり・健康づくりについてのシニアリーダーとして活躍している方のことで、本市では、老人クラブのシルバースポーツ推進員に対する研修を通して、資質の向上や地域活動の支援を行っています。

【シルバースポーツセミナー】

心と身体のリクリエーションを通して、日常生活の健康づくりと介護予防のきっかけづくりのために開催している講習会で、仙台市老人クラブ連合会が実施しています。

【シルバーセンター】

高齢化社会の進展に伴い、多様化・高度化する福祉サービスの需要に対応して、市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会の実現を図るため、各種生きがいづくり事業を行うとともに、広く市民に研修や学習の場を提供する施設です。

【シルバーハウジング】

住宅内をバリアフリー化し、緊急通報システム等を設置するとともに、入居者の安否確認、生活相談、緊急時の対応などを通して、在宅生活を支援する生活援助員を配置した高齢者向け市営住宅のことです。

【生活援助員(LSA)】

市営住宅のシルバーハウジングや高齢者向け優良賃貸住宅において、住宅近隣の福祉施設等より派遣される、日常生活上の相談、安否確認、緊急時の対応などのサービスを行う人(ライフサポートアドバイザー)をいいます。

【生活管理指導短期宿泊事業】

おおむね 65 歳以上の方で、日常生活に指導・支援が必要な高齢者が、体調や生活リズムを整えることを目的に、養護老人ホームに短期間(7日以内)宿泊するものです。

【生活支援コーディネーター】

地域に共通する課題の把握や分析、地域づくりに関わる団体や関係機関の間のネットワークづくりなどを通して、高齢者を支え合う地域の体制づくりを推進する役割を担う人(コーディネーター)をいいます。区を単位とする圏域ごとに第 1 層生活支援コーディネーターを、中学校区を単位とする圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置しています。

【成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産や権利を守るため、家庭裁判所に申し立てを行い、その人を法的に守り、支援する人(成年後見人等)を選任してもらう制度です。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所へ申立を行う親族等がないなど、特に必要がある場合には市長が申立を行います。また、一定の条件を満たす場合、申立費用や後見人等への報酬の助成を行います。

【全国健康福祉祭(ねんりんピック)】

高齢者を中心としたスポーツ・文化等の全国的な規模の祭典のことです。年 1 回各都道府県持ち回りで開催されます。

【仙台市基本計画】

令和 3 年度からの 10 年間の仙台のまちづくりの指針となる計画です。仙台の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示しています。

【仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)】

認知症高齢者、知的障害者・精神障害者等判断能力が十分でない方で、金銭管理など日常生活に不安がある方を支援するために、本人との契約にもとづき、相談事業や福祉サービスの利用援助、金銭管理等のサービスを提供する機関で、仙台市社会福祉協議会が運営しています。

【仙台市市民活動サポートセンター】

ボランティアやNPO活動等の市民活動を支援するための拠点施設で、情報や活動の場の提供、相談対応、人材育成、連携・交流推進などの事業を行っています。

【仙台市生涯現役サポートセンター】

少子・高齢化が進展する中、働く意欲のある高齢者(55 歳以上の方)が知識・経験や能力を生かし、年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会を目指すため、令和 4 年 8 月に仙台市シルバー人材センター内に設置し、高齢者の雇用・就業相談窓口を開設しています。

【仙台市成年後見総合センター】

仙台市の成年後見制度に関する総合相談窓口で、令和 5 年度より各関係機関などの連携における要となる役割を担う「中核機関」となりました。仙台市社会福祉協議会が運営しています。制度の説明や申立手続きへの助言、広報啓発、市民後見人の活動支援を行っています。また、地域包括支援センター等と連携し成年後見制度の利用支援を行います。

【仙台市認知症対策推進会議】

認知症施策を推進するため、本市内の認知症の関係機関が情報を共有し、連携を図ることを目的として、本市が定期的を開催する会議です。

【仙台市ボランティアセンター】

仙台市社会福祉協議会がボランティア活動を支援するために設置し、ボランティアコーディネート事業や人材を育成するための各種研修事業などを実施しています。

【せんだい豊齡ネットワーク】

シルバーセンターを拠点にさまざまな生きがい・健康づくり活動を展開しているシニア活動団体によるネットワーク組織のことで。

タ行

【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことで。

【地域密着型サービス】

要介護・要支援者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、主に事業所のある日常生活圏域(中学校区)に住む方々を対象としたサービスです。小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等のサービスがあり、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

【チームオレンジ】

地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

【中学校区】

中学校ごとの通学区域で、本市では、令和 5 年 11 月現在、64 区域を設定しています。

【通所型短期集中予防サービス】

要支援認定を受けた方、及び 65 歳以上で豊齡力チェックリストにより事業対象者と判定された方の介護予防と自立支援を支えるため、体操や筋力トレーニング等のプログラムを通じて、運動機能や生活機能の維持・向上を目指すサービスです。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホーム等に入居している方に対し入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うもので、要介護・要支援認定を受けた入居者に対するサービスです。

【特定福祉用具】

福祉用具購入費の支給対象となる特定福祉用具は、告示により次のとおり示されています。

- 一 腰掛便座
- 二 特殊尿器
- 三 入浴補助用具
- 四 簡易浴槽
- 五 移動用リフトのつり具の部分

なお、各用具の種別分けは大まかなものですので、対象となる用具の詳細な形態について、別に要件が定められています。

【特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)】

常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な要介護高齢者のための施設で、入浴、排泄、食事等その他日常生活に必要な介護や機能訓練、健康管理等を行います。

また、定員が29名以下のものは、地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)と呼ばれています。

ナ行

【日常生活圏域】

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を統合的に勘案して定める区域のことです。

仙台市では、「中学校区」を基本として設定しています。

【認知症アセスメントシート】

原則として、研修を受けた専門職が、対象の方をよく知る家族や介護者に、対象の方の日常生活の様子を聞きながら、認知機能障害や生活機能障害に関連する行動の変化を評価するものです。21項目の質問からなり、それぞれにつき1から4の4段階で評価します。

【認知症介護研究・研修仙台センター】

認知症介護の専門技術に関する研究と普及・指導を行う専門職員に対する養成研修などを行うために設置された機関のことで。

【認知症介護実践研修】

認知症介護の質の向上に資するため、認知症介護に携わる職員を対象として実施する研修です。

【認知症介護指導者ネットワーク仙台】

認知症介護研究・研修仙台センターにおいて養成された認知症介護指導者で組織された機関で、認知症介護実践者研修のフォローアップ研修などを行っています。

【認知症カフェ】

認知症の人やその家族と、地域の人、専門職が一緒につどい、交流し、認知症やくらしの工夫などの情報を得ることで、ともに認知症への理解を深めます。運営スタッフには、認知症の知識を持つ専門職が入ります。

【認知症ケアパス】

認知症かもしれないと不安に思っている人や、認知症と診断された人、介護家族などが、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか、認知症の容態に応じた相談場所や医療や介護サービスなどの提供の流れを記載したものです。

仙台市では、全市版・地域版・個人版の3種類のケアパスを作成しています。

【認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)】

認知症の状態にある方が少人数で共同生活を営む施設で、入浴、排せつ、食事等の日常生活に必要な介護や機能訓練を行います。

【認知症サポーター】

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を、地域で温かく見守り、できる範囲で支援を行う人のことです。地域や学校、職場などで、養成講座を随時開催しています。

【認知症サポート医】

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことで。

【認知症疾患医療センター】

認知症の診断と治療を専門的に行い地域の保健医療、福祉機関との連携・調整を行う機関です。

【認知症初期集中支援チーム】

認知症の初期の人を中心に、医療・介護の専門職によるチームが、認知症の人やその家族に対して訪問等を実施し、適切な支援を行います。

【認知症施策推進大綱】

国の認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年 6 月 18 日にとりまとめられたものです。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大などの取り組みを政府一丸となって進めていくものです。

【認知症対応型通所介護】

認知症の方に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うデイサービスです。

【認知症対応薬局】

認知症の早期発見や早期相談に力を入れている薬局で、仙台市薬剤師会ホームページに認知症対応薬局一覧が掲載されています。

【認知症地域支援推進員】

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括支援センター、区・総合支所等に配置され、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開しています。

【認知症の日・認知症月間】

広く認知症についての関心と理解を深めるため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」にて、9 月 21 日を「認知症の日」、9 月を「認知症月間」と定めています。

【認知症の人の見守りネットワーク事業】

認知症の方の姿が見えなくなったときに、ご家族などからの依頼をもとに、情報を協力者あてにメールで配信し、速やかな発見・保護につなげる仙台市独自のサービスです。

【認知症の本人と家族への一体的支援】

本人支援、家族支援および一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上、家族の介護負担軽減、家族関係の再構築を図るものです。

【認知症パートナー】

認知症の人の思いや希望に耳を傾け、認知症の人の気持ちに寄り添える人のことを本市では認知症パートナーと呼んでいます。

ハ行

【はつらつ健康フェスティバル】

生きがいと健康づくりの活動として体操や各種ダンス等を行っているグループの発表のほか、演奏会や盆踊りなど、見て、聴いて、動いて楽しめるイベントのことです。仙台市健康福祉事業団の主催で実施しています。

【バリアフリー】

高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的なバリア(障壁)となるものを除去することです。

【ピアサポーター】

今後の生活の見通しなどに大きな不安を抱えている認知症の人に対し、相談支援や相談会、講演、交流会等を行うことで精神的な負担の軽減を図るとともに、そのような取り組みを通じて、地域を支える一員として活躍する認知症当事者のことです。

【福祉避難所】

災害時に心身の健康状態や障害等により指定避難所において生活を続けることが困難な要援護者を受け入れることを目的として、特別養護老人ホームや老人福祉センター、障害者福祉センターなどの市内の福祉施設を指定しています。

【福祉有償運送】

介護を必要とする高齢者や障害のある方など、単独での移動や公共交通機関の利用が困難ないわゆる「移動制約者」を対象とした、自家用車による有償運送サービスのことをいいます。このうち、NPO等の非営利法人によるリフト付き等の福祉車両を使用した有償運送については、地方公共団体と地域の関係者で構成された福祉有償運送運営協議会(本市は平成17年設置)の審議を経て、道路運送法の許可が出されます。

【フレイル】

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、虚弱になった状態で、健康と要介護状態の間あたりの状態のことです。

【フレイルチェック】

フレイル状態にあるか否かをチェック表により自己点検するもので、「指輪っかテスト」や「イレブンチェック」などがあり、本市の「豊齢力チェックリスト」もその一つです。

【訪問理美容サービス】

理容師または美容師が要介護3～5の高齢者等の自宅を訪問し、髪のカットを行うサービスのことで。

【豊齢学園】

仙台市シルバーセンターが行っている講座で、市民に生涯学習と相互交流の場を提供し、地域づくりや仲間づくり等の学習を通して、豊齢化社会づくりのために積極的に社会貢献活動を担う人材・リーダーを養成しています。

【豊齢力チェックリスト】

25 項目の質問事項により、介護予防の視点から生活機能に関する確認を行うためのものです。総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者の判定にも用いられます。本市では、判定に用いる 25 項目のほか、5 項目の質問を追加しています。

【保健事業と介護予防の一体的実施】

広域連合が主体となる 75 歳以上の保健事業と市町村で行う介護予防を一体的に行い、高齢者の健康状況や生活機能の課題に対し一体的に対応できるようにするものです。

【保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金】

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて、交付される交付金のことです。

マ行

【宮城県国民健康保険団体連合会】

本市がサービス事業者に支払う介護報酬・総合事業支給費の支払いや審査のほか、サービスの質の向上に関する調査やサービス事業者に対する指導助言なども行います。

【モニタリング】

ケアマネジメントの一環で、利用者の生活状況等の変化やケアプランどおりにサービス等が行われているかを地域包括支援センター職員や介護支援専門員(ケアマネジャー)等が把握することをいいます。

【もの忘れ電話相談】

物忘れや認知症の介護に関することなど、ご本人や家族からの相談に電話で応じるものです。

【杜の都せんだい「元気はつらつチャレンジカード」】

65歳以上の方が、市内のスポーツ施設を個人で利用した回数に応じて、施設使用料が無料になるポイントカードです。

ヤ行

【ヤングケアラー】

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指します。

【有料老人ホーム】

民間事業者等が経営する老人ホームで、住むための「居住機能」と生活支援・食事・健康管理・介護等の日常生活に必要な利便を提供する「サービス機能」の2つの機能が提供される高齢者向けの住居です。

【ユニットケア】

特別養護老人ホーム等において、個室とリビング・食堂などの共有スペースを1つの生活単位(ユニット)として整備し、少人数で家庭的な環境の中での自立的生活を支援するケアの形態をいいます。

【要介護・要支援認定者】

要支援1・2とは、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態の予防に資する支援を必要とする状態にあることで、要支援者とは、要支援認定を受けた方のことをいいます。また、要介護1～5とは、寝たきりや認知症などにより常時介護を必要とする状態にあることで、要介護者とは、要介護認定を受けた方のことをいいます。

ラ行

【老人憩の家】

60歳以上の方に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供し、老人福祉の増進を図るために市が設置しており、管理運営については、各地区の管理運営委員会等に委託しています。市内に60か所あります。

【老人つどいの家(好日庵)】

身近な所での高齢者の教養向上、レクリエーション等のための場として、各地区の老人クラブが設置・運営を行っています。

【老人福祉センター】

60歳以上の方が利用できる健康の増進・教養の向上・レクリエーションのための施設です。市内に8か所あります。

【老壮大学】

年間を通じてさまざまなテーマについて学ぶ、おおむね60歳以上の方を対象とした市民センターの講座です。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(中間案) についてご意見をお寄せください

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(中間案)」について、皆様の声を計画へ反映させるため、ご意見を募集しています。

※中間案の審議経過については、仙台市ホームページ「仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会」又は「介護保険審議会」に掲載している資料をご覧ください。

《二次元バーコード》

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会

検索

<https://www.city.sendai.jp/korekikaku-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/fukushi/shingikai/bunkakai/index.html>

仙台市介護保険審議会

検索

<https://www.city.sendai.jp/kaigohoken-kanri/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/fukushi/shingikai/shingikai/index.html>



■応募方法

下記の専用はがき(切手不要)のほか、ファクシミリもしくはEメール(様式は自由です)で令和5年12月26日(火)までに、仙台市健康福祉局高齢企画課までお送りください。

・FAX 022-214-8191 ・Eメール fuk005130@city.sendai.jp

高齢者保健福祉施策全般に関する問い合わせ

TEL 022-214-8167(高齢企画課)

介護保険に関する問い合わせ

TEL 022-214-8246(介護保険課)

【市民説明会を開催します】

日時	場所
12月23日(土) 10:00~11:00	仙台市役所二日町第五仮庁舎 (オンワード樫山仙台ビル) 10階ホール

申込は不要です。直接会場へお越しください。

※手話等の配慮が必要な方は、12月8日(金)までにお問い合わせください。

※公共交通機関を利用してお越しください。

※障害により歩行が難しく公共交通機関を利用できない等、やむを得ない理由により自家用車での来場を希望される場合はご相談ください。ただし、駐車できる台数には限りがあります。

<市民説明会に関するお問い合わせ先>

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
仙台市健康福祉局 介護保険課
TEL 022-214-8246
FAX 022-214-4443
Eメール fuk005170@city.sendai.jp

郵便はがき

料金受取人払郵便



差出有効期間
令和6年1月
15日まで
(切手不要)

9 8 0 8 7 8 3

仙台市役所 健康福祉局
保険高齢部 高齢企画課
行

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号



